

藤枝市教育委員会

平成30年4月定例会会議録（概要版）

- 開催日 平成30年4月23日
- 場所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室
- 会議に附した事項 (別紙のとおり)
- 出席委員
教育長 中村 禎
教育長職務代理者 瀧下 悦代 委員 横山 久男
委員 増田 貴司 委員 浅井 好美
- 欠席委員
- 出席した事務局職員
教育部長 景山 晶夫 養育政策課長 片山 豊実
学校教育監 小林 彰 主席指導主事 三須 貞佳
学給食課長 中山 文敏 生涯学習課長 齊藤 宏和
図書課長 杉本 守
総務係長 小澤 峰樹 書記 興津 景子

教育委員会 平成30年4月定例会

日 時 平成30年4月23日 午前10時
場 所 市役所西館5階 第2委員会室

1 開 会 午前10時00分

2 会議録署名委員氏名 瀧下悦代委員 横山久男委員

3 日程第1

第7号議案 藤枝市社会教育委員の委嘱について

4 日程第2 諸般の報告

事務局	1 藤枝市小中一貫教育カリキュラムについて
	1 ふじえだプレイパーク開催について
	1 留守番電話対応の運用開始について
	1 平成30年度藤枝市小・中学校児童数・生徒数・学級数について
事務局	1 平成30年度青少年補導員委嘱式・研修会について
	1 平成30年度 親子写生大会 ～描いてみよう、ふじえだの「春」

4 閉 会 午前11時40分

教育委員会 平成30年4月定例会

日程第1

教育長 これより日程第1に入ります。第7号議案「藤枝市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 【第7号議案 藤枝市社会教育委員の委嘱について 説明】

- 任期満了に伴い、新たに委員を委嘱
委員の任期は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間

教育長 ではこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。

一同 『ありません』

教育長 以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

一同 『ありません』

教育長 以上で討論を終結いたします。

これより第7号議案「藤枝市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案の通り可決することにご異議ありませんか。

一同 『異議なし』

教育長 異議なしと認め、本案は原案の通り可決されました。

日程第2 諸般の報告

教育長 これより日程第2、諸般の報告について、事務局から順にお願いします。

事務局 1 藤枝市小中一貫教育カリキュラムについて
●別紙のとおり

- 1 ふじえだプレイパーク開催について
●子どもたちの豊かな心を育成するために公園などで遊びの制限を加えない自由な遊びを迫る目的
26年度から
会場は今年度も総合運動公園の第二駐車場の瀬戸川河川敷
対象は中学校3年生まで 参加料は無料

- 1 留守番電話対応の運用開始について
- 小学校 平日 午後6時から翌朝の7時30分
 - 中学校 夏場 午後7時から翌朝の7時30分
 - 冬場 午後6時から翌朝の7時30分
- 1 平成30年度藤枝市小・中学校児童数・生徒数・学級数について
- 小学校 多 青島小学校、合計1,167人 学級数40学級
 - 少 朝比奈第一小学校 49人 6学級
 - 中学校 多 青島中学校 778人 26学級、
 - 少 瀬戸谷中学校 30人 3学級

昨年度と比較

小学校 8,017人 学級数 314学級
 (昨年度は 7,921人 303学級 97人増 11学級増)
 中学校 3,636人 学級数 135学級
 (昨年度が 3,731人 137学級 95人減 2学級減)

教職員数

小学校 県費負担教職員 444人 (昨年度 428人 16人増)
 市費負担教職員 58人 (昨年度 59人 1人減)
 中学校 県費負担教職員 259人 (昨年度 261人 2人減)
 市費負担職員 33人 (昨年度 33人 同数)

事務局

- 1 平成30年度青少年補導員委嘱式・研修会について
- 平成30年度から2年間
 - 平成30年5月1日から平成32年4月30日まで
- 1 平成30年度 親子写生大会 ～描いてみよう、ふじえだの「春」
- 4月29日 市子連主催の親子写生大会
 - 会場 蓮華寺池公園
 - 昨年は244点

事務局

先日、藤枝教師塾の開校式が行われ、委員の皆様にも参加していただきました。本当にありがとうございました。塾生は大学生、院生、社会人、臨時講師計76名です。当日はたくさんの方から激励の言葉を頂き、塾生の引き締まった表情、さらに志を高める素晴らしい機会になったと思います。本当にありがとうございました。

教育長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員

大きく3点あるのですが、まず資料1の藤枝市の小中一貫教育のカリキュラムについてです。とても内容の濃い冊子を作っていただいて感謝申し上げます。私の住んでいる地区では、すぐに活用されていくのだろうとイメージ出来るのですが、市内の他の中学校区でも活用して進めていくのだと思うのですが、各中学校区によっていろいろ違いがあると思います。どのように進めていくのか、もし具体的にこの中学校区ではこんなかたちというのがあれば教えていただきたいのですが。

委員

大変素晴らしいカリキュラムを作っていただいて本当に嬉しく思います。質問

ですが、この中身は先生の代表3名くらいで作っておられると思いますが、そのおもとになったものは何かと知りたいと思います。3人の先生方でこれを全部最初から考えたということは考えられないものです。また、せっかく作ったので、ぜひ活用してもらいたいと思います。先ほど話がありましたが、先生方が必ず1回は読み通すくらいのことをやっていかないと、せっかく作った意味がないと思います。ぜひ市教育委員会から、話をしていただき有効活用していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員

私もカリキュラムのことですが、私は小学校の教員でしたが、中学の系統までこれを見ればわかるということが、本当にありがたいことだと思います。きっと指導案を作る時に、教員は必ず開くのではないかと想像します。先ほど、ここで出来ていないのは、遡るのではなく振り返って、ここはどうだったのかという蓄積をぜひやって欲しいです。また、ここに地域教材の活用ということで、この地域で使うことができると挙げていて、とても良いカリキュラムだと思います。さらに、中学校区ごとの地域の素材や教材があると思いますが、教員はいろんな学校を回るので、最初の年はよくわかりません。もしこのカリキュラムの中に、中学校区ごとの地域の素材や教材が書き込まれていたら、本当に助かるのではないと思うので、このカリキュラムを、使うたびにさらなる手を打つという構想があるとしたら、聞かせていただけたらありがたいです。

教育長

利活用の方法はどのようにするのか、中学校区ごとの素材の資料があるのか、作成するにあたって参考資料があったのか等です。

事務局

委員から中学校区ごとに、どのように使うのかということですが、このカリキュラムは市内統一ですので、全員の先生方がこのカリキュラムに沿って授業展開してくださいという話を、先日教務担当に説明をし、教務担当が各学校にその話をしてもらいました。小中一貫教育の立ち上げをやっている地区では話が少し出たのですが、例えば瀬戸谷地区にいた子が藤枝地区へ転向したときに、小中一貫教育により学校ごとに学習が変わり、内容が違ってしまわないかと不安を持たれる人たちがいましたので、そのようなことがないように、統一的にやるということです。特色を持たせたいということもありますが、今は藤枝市の教育は全て同じカリキュラムでやるということを想定しております。先程も説明させていただきましたが、素人の私たちが見ても本当によくできており、専門の先生方に見てもらえれば、高い評価のものになったと自負しているところです。ですので、色々なかたちで使っていただく、授業研究のときに参考に、授業を参観した後に、このようにした方がわかりやすいという話をしたり、どんどん良くしていただければと思っております。基本的にもうひとつ話題になっているのは、平成32年度からの新学習指導要領をもとにして作っていただきましたので、基本的にはその新学習指導要領を土台にし、それぞれの先生方が実質半年で作っていただいた涙と汗の結晶と捉えております。

事務局

お答えの順番が変わるかもしれませんが、一番最後のページに作成委員の先生方の名前が掲載されていますが、各教科大体4人ほどです。昨年度の各教科指導員と校長会から推薦をいただいた教員がメンバーになっています。まずカリキュラムの担当がこのような形でという枠を作り、その枠をもとに、新学習指導要領の内容をしっかりと反映させるように作成されております。ただこれはあくまでも大きな枠組みですので、実際の授業はこれを基にした内容になり、後は教員の技量になります。概要リーフレットにもありますが、社会と理科に本市の地域教材があります。これも参考にしながらこのカリキュラムが出来て

いますが、掲載されていないものでも校区の中には教材がたくさんあると思いますので、そのようなものを使っていただきたいと思います。これを使っていく中で、やはり疑問点や上手くいかないところが出てくるかと思いますが、そこは修正しながら進めていけばいいのではないかと考えています。このカリキュラムを冊子として作るかどうかは、今の段階ではまだ考えておりません。子どもたちの学力の面での弱点について、確かに系統的に示されていますので、どこに戻って子どもたちに指導すればよいか、弱点が克服できるのかとが、本当にわかりやすくなっていると思います。委員がおっしゃったようにそういった取り組みを蓄積する中で、みんなで共有していければいいと思います。

教育長

質問をされた委員の方々、どうでしょうか。

委員

ありがとうございました。

委員

今のご説明を聞いて、ぜひ活用して子どもたちに活かしていただきたいと思いました。また小中一貫教育を進めていく中で、先日の県教育委員会連絡協議会の総会の後の研修会で、他市町の委員と話をする中で、中には幼保小中や中高一貫校がある市もあり、そこでは幼保小中高までを見据えて一貫して子どもを育てようとしていますとおっしゃっていました。保護者が幼保から関わっていると、子どもよりも保護者が成長するという点を利点として強調されていました。これは将来的なお願いですが、ぜひ藤枝市も幼保との連携を強めていただきたいと思います。

事務局

確かに幼保の連携というのは、保育所も含めた保幼小で、本市の場合特に地域ごとの保育園、幼稚園や小学校も含めて、地域ごとにしっかり連携が出来ていると聞いています。また、県も連携のためのカリキュラムを昨年度から検討するという話を聞いております。このカリキュラムで保育園や幼稚園で活用出来るのかということもありますが、学校側ではこのカリキュラムに沿って進めていく予定です。

委員

とても素敵なのが出来、小中一貫教育が進められているところで、学校ごとのグランドデザインを総会の時に分けていますが、その中に本市が取り組んでいる小中一貫教育と言ってもらえたらとてもわかりやすく、宣伝というか、大きな流れが出来て親も地域も安心するのではないかと期待しています。

委員

先日、高洲南小学校のPTA総会に出た時に、高洲教育振興会という組織があり、その中で話が出たことですが、すでに高洲地区では小学校と中学校で同じスローガンを作って、「たかす」に合わせて「高めあう子」「賢い子」「素直な子」を、高洲南小学校の総会では校長先生が保護者の前で、このように小中学校を連携するという意味でこれから進めていきますと言っていましたので、多分だんだんそのような動きが出てきて、この地域では、幼稚園や保育園までも合わせて12年間で没頭して子どもたちを育てる、そうしていきたいという声も出ていましたので、良い方へ進んでいけるとと思います。

事務局

グランドデザインにつきましては、各学校が本年度の保護者や地域に示されていると思います。今おっしゃったように、そういう小中一貫の取り組みがグランドデザインの中で示されていくと、さらに地域の皆さんが理解をしていただけたと思いますので、また機会を見て学校に話をしていきたいと思います。本年度はグランドデザインでお願いしたのは、市の目標をぜひ学校のグランドデ

ザインの中に示して欲しいとお願いしました。また働き方改革についてもグランドデザインを示していただけるようお願いをいたしましたので、それと合わせて小中一貫についてもグランドデザインを示されるようお話をしたいと思えます。

委員

今後は藤枝市全体で小中一貫教育を進めていき、中学校区ごとにコミュニティスクール化も進めていく中で、地域や保護者に説明する機会があると思うので、その時にぜひこれを見せていただくことで、何となくイメージしているのが、ここには細かく書いてあるので、地域の方や保護者の方も理解が一層進むと思います。ぜひその点でも活用していただきたいと思いました。

事務局

このカリキュラムにつきましては、今委員もおっしゃったように、市民の方々にもわかり易くなるようにと、市長からも言われております。それにつきましても果たしていきたいと思っております。

教育長

小中一貫教育につきましては、以上でよろしいでしょうか。

委員

では資料3の留守番電話対応のことで、一番下の緊急時の連絡方法で、原則病気や怪我も病院や消防、交通事故も警察とか消防ということになりますが、重大な案件の場合は警察や病院から、学校や市教育委員会に連絡が来ることになるのでしょうか。

事務局

おっしゃる通りです。学校あるいは市教育委員会に一報が入ることになっています。市教育委員会に入ったら、学校へ連絡し、学校に入ったら市教育委員会へ連絡をいただく、そのような体制になっています。

委員

では病院や警察とも、そういう話になっているのですか。

事務局

そうですね。今までもそのやり方です。

委員

わかりました、ありがとうございます。

委員

留守番電話のことですが、先ほどの説明の中に、保護者からの苦情が少なくなったというお話がありました。例えば今まで10の苦情が学校へ来ていたとすると、時間が短くなることによってなくなったと、それとも他のところへ現れているのかと、少し心配になります。例えば放課後に、電話で来ていたものが、違う時間に学校へ保護者が直接来たり、そのようなことがあるのかないのか、情報がもし入っていましたら教えてください。

事務局

やはりそのような心配が学校の教員からもありまして、中には「小学校は6時までだが、もう少し延ばしてほしい」のような思いを持っている教員もいるとは聞いています。ただ実際のところ、モデル校でやっていた取り組みに対して、特に不満の声は届いていないと聞いております。ではその分昼間の時間帯に増えたのかということの明確なデータは特にはないのですが、これを始めたことにより、今度は昼間が忙しくなったということも特には聞いていません。これはイメージの話ですが、夜はいつまでも電話をかけていい時間であったが、そこに制限がかかったことで収まっている部分もあるのかと思います。やはり保護者の思いを汲み取る手段はどこかで確保していきたいと思えますし、このやり方と体制がベストだとは思いませんので、また蓄積しながら改善するところ

だと思います。

- 委員 留守番電話に関連して、留守番電話に対する苦情はなかったということですが、やはり今まで先生と保護者で話をしてきたということが、今後他の小中学校で始まることで、なかなか声が聞けないとか、顔が見えないなど、意思の疎通が出来なくなるのではないかと心配する声があがるなど、問題が出てくる可能性もあるので、その対処もしっかりやっていただきたいと思います。
- 事務局 おっしゃる通りで、先ほども申しあげました教員の不安というのは、保護者からかかってこないことの不安もありますし、逆にこちらから保護者へ伝えたいが時間の制限が掛かってしまうという部分での不安もあるようです。そこは確かにパイプを太くしてコミュニケーションを密に取ることが大事だと思うのですが、働き方改革の考え方で、このような中でどうコミュニケーションを図るべきか考えながら、教育をさらに良いものにしていきたいと思っています。
- 事務局 結局教員の勤務の時間が4時半までというところを理解していただくことが大きいと思います。学校は電話だけではなく、面接や面談等も行っており、必要に応じては夜間に面接や面談をすることもありますので、とにかく家庭とのコミュニケーションを、時間制限があってもしっかり取れるようにしていきたいと思っています。
- 委員 ひとつ確認したいのですが、夜間この時間帯は学校側からも家庭へは電話はかけられないのでしょうか。
- 事務局 学校からかけることは可能です。ただそれをやってしまうと…というところがあるので、なるべくかけないようにしています。
- 委員 保護者の中には、先生に話を聞いていただくことでメンタル的に助けてもらっている方もいると思います。それを先生が受け持つというのは話が違うと思うのですが、やはり保護者の相談相手としてプロのカウンセラーなど体制をしっかり作っていただいて、保護者が弱音を吐ける、思いを伝えられるチャンネルを作っていただきたいというのがあります。それを今までは先生が全部背負ってしまっていたことは問題だと思いますので、ただこれで保護者が話をするとこころがなくなってしまうと、保護者の側も辛いので、専門のカウンセラーもいますので、そちらに情報を投げて頂けたらありがたいです。
- 委員 今、委員の話聞き、高洲南小学校はしっかりやっているというのを感じました。PTA総会の最後の時に、教頭が特別支援学級で何か特別に指導をして欲しいことがありましたら、学校へあるいは教頭へご連絡くださいといった後に、ソーシャルワーカーの話が出て、別にそのことでなくても保護者が悩んでいることがありましたら、ぜひ学校へ言っていただければ、時間を調整しながら相談を受けますということをおっしゃっていただきました。
- 事務局 おっしゃることはごもっともなのですが、そこはなぜ時間外にならなくてはならないのか、夜間にソーシャルワーカーを配置することは出来ません。ですので、時間内でソーシャルワーカーとの関係をしっかりと築けるように力をちゃんと入れておけば、今まで夜間に先生に愚痴を聞いてもらったり、泣き言を聞いてもらったり出来なくなってしまうと思います。そうすると保護者の逃げ道ないから大変ということは、その前提として本来ソーシャルワーカーが時間内で保護

者とどれくらいコミュニケーションが取れているか、保護者が時間外ではなくて、ソーシャルワーカーが学校にいるときに、相談に来られるかということの方が大事であって、この時間外にソーシャルワーカーを用意して保護者の話を聞けるような体制を組むということになっしまうと、結局教員が忙しい思いをしていたのが、ソーシャルワーカーが逆に忙しい思いをすることになってしまうので、どこまで対処をしなければいけないのか考えなければなりませんと思います。一番大きな問題として、家庭の教育力の問題がありますが、家庭の教育力を上げていくこと、それから地域の中で困っている家庭を孤立させないこと、それを対処していくべき問題のひとつなのかと認識しておりますので、今回このことによって孤立してしまった保護者もっと孤立してしまうのではないのかということが原因で、それに直結するという考え方ではなくて、これはあくまでも、本来その時間でなければならぬことなのか、その内容を学校に伝えなければならぬことなのかという歯止めが効いていなかったために、先生たちが本来やるべき明日の授業の準備の時間に、保護者から電話がかかってきてそれが出来なくなることにストップを掛けようというところから始まっていますので、本当に必要な支援は本来この時間ではなく、もっと前の時に環境を構築していくことを、先程高洲のほうで紹介していただいたようなかたちの中でまずは作っていかねばいけないというふうに思っていますので、ここと直結するというかたちでは考えていません。

委員

現状としてひとつ、フルタイムで働いている保護者が6時過ぎに帰ってきて、食事を作ってやっとな話ができるということ、やはり7時は過ぎてしまうと思うので、それをどこが受け皿を作るかというのは、また別の問題だと思うのですが、やはり保護者が悩みを打ち明けられる時間帯は夜なのかと私の中ではあります。

教育長

その他質問はないですか。

委員

資料4で、先ほど本年度の児童数と教員の数を教えていただいたのですが、小学校で県費負担の教員が今年度と昨年度で比べて16名増えたということですが、学級数はプラス11ということで、学級担任以外にも5名の先生を増やしていただいたということですか。

事務局

学級数が11学級増えていますので、必然的に教員が11人、残りの5人につきましては加配になります。国や県からの加配というところになります。

委員

クラス担任でない先生が5人増えて少しは現場に余裕ができたのでしょうか。

事務局

そう考えて頂いていいと思います。

委員

同じく児童数のところでお聞きしたいのですが、朝比奈第一小学校は、今年度の入学者が4人ですが、来年度は複式になってしまうということはあるのですか。

事務局

来年度に何人入るかによって可能性はあります。隣の学年と数を合わせて15人であれば、県は複式をしない支援をしてくれるのですが、これが合わせて14人以下となると、複式にならざるを得ないという状況になります。

1年生は複式がないので、現1年生が4人ですので、来年入ってくる人数によっては、4人が2年生になった時、3年生が11人で、合計15人で、ここは複式解消の加配がつかますのでない、この4人の子どもたちが3年になったときに可能性はあります。

教育長

その他質問はございませんか。

委員

資料5の青少年補導員委嘱式の中での任期ですが、なぜ4月からではなく5月1日はからなのでしょうか。

事務局

補導員の関係は、PTAや教員が入っていただいておりますが、教員は3月にならないと人がはっきりと決まらず、4月1日には間に合わないので、5月からとしています。これは本市だけではなく、周りの市町についても、4月からとしているところもありますが、選任がとても難しいということで、多くのところが5月からにさせていただいております。

教育長

その他質問がありますか。ないようですので、それでは以上で本日の全日程を終了しましたので、4月定例会を閉会いたします。

閉 会

午前11時40分